改正後	改正前
（粉じんの処理） **第十条**　［略］ 2　前項第四号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同号の回数で同号の粉じんの濃度及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内ごとに一回、測定することとする。 **第十一条～第二十条の四**　［略］ （石綿粉じんの処理） **第二十一条**　［略］ 2　前項第三号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同号の回数で同項第二号の石綿粉じんの大気中の濃度を測定することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間ごとに一回以上測定するものとする。 **第二十二条～第三十三条**　［略］ （定期検査） **第三十四条**　［略］ 2　［略］ 3　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の定期検査を行うことが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内ごとに一回行うものとする。 4・5　［略］	（粉じんの処理） **第十条**　［略］ ［新設］ **第十一条～第二十条の四**　［略］ （石綿粉じんの処理） **第二十一条**　［略］ ［新設］ **第二十二条～第三十三条**　［略］ （定期検査） **第三十四条**　［略］ 2　［略］ ［新設］ 3・4　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。